

優良景観形成住民協定制度

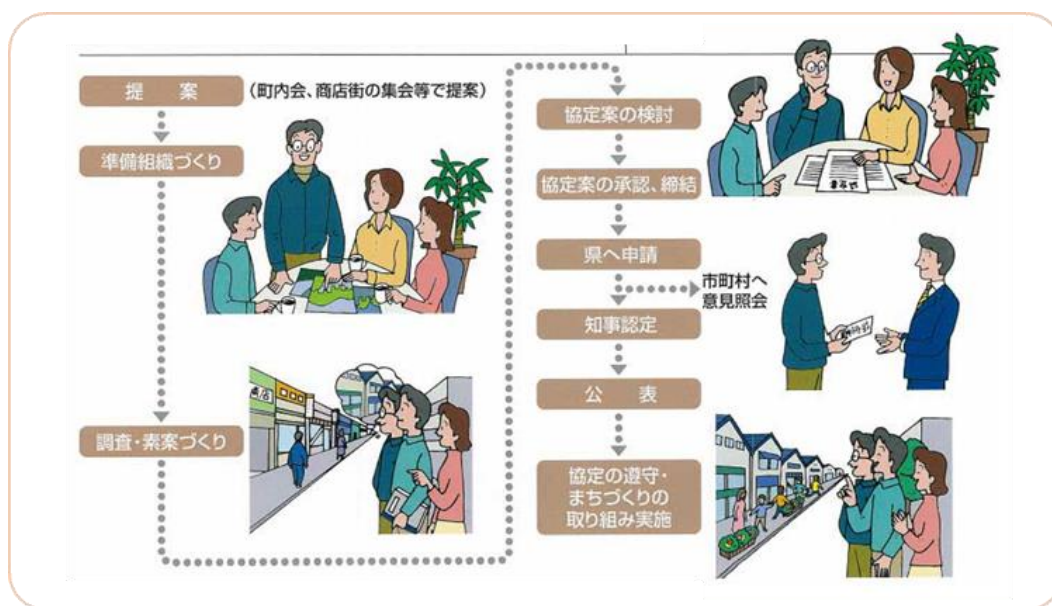
1. 背景

県では、景観条例に基づき県土の景観形成に関する施策の基本となる方針を定めていますが、その中で景観形成推進の一つの方法として「住民参加による景観形成」を掲げています。

2. 優良景観形成住民協定制度とは？

県内各地域で自主的な景観づくりに取り組んでいる方々を支援する制度です。県民のみなさんが自分たちで考え、締結した住民協定のうち、一定の要件を満たしているものを知事が「優良」と認定し、優れた景観づくりのモデル的な取組として広く紹介するものです。

3. 住民協定の流れ



●景観形成住民協定の締結までに有効な手法

○ワークショップの開催

- ・参加者全員がいろいろな発言ができ、地域の一体性が生まれる。

○景観ウォッチングの開催

- ・自分たちの住んでいる地域を歩いて美しい景観や懐かしい場所などを再発見できる。

○アンケート調査の実施

- ・地域の景観をどう考えているか、何が必要かなどの基礎資料となる。

●協定制定において活用できる支援制度

○景観アドバイザー

- ・景観づくりの際に、専門家を県が派遣する制度。
県民・事業者のみなさん、市町村等どなたでも活用できます。

4. 認定事例

○喜多方市小田付蔵のまち景観づくり協定 (H22.8.27 認定)

- ・蔵などの歴史的建造物を保全・活用するとともに「蔵のまち」にふさわしい歴史の重みと落ち着いた雰囲気を感じさせる美しい街並み景観を形成する。

など、他16件の認定実績

福島県景観条例優良景観形成住民協定一覧

No.	住民協定の名称	締結者	協定の概要	認定年月日
1	景観に美しい曾原・孤鷹森地域づくり協定	北塩原村曾原・孤鷹森地区(89戸)	・各ペンション等の誘導看板を撤去。 ・地区内を6地区に区分し、各地区への誘導サインと地区内案内サインを整備する。	13. 6. 28
2	ほんとの空とお城山が美しく見える景観づくり協定	二本松市竹田・根崎地区(64戸)	・道路拡幅事業に合わせ「うつくしい景観づくり10ヶ条」を制定し、城下町らしい沿道景観の形成を図る。	14. 2. 15
3	喜多方市駅前通りまちづくり協定	喜多方市駅前通り地区(41戸)	・道路拡幅事業に合わせ潤いがあり、喜多方らしさのある、まちを目的とした景観の形成を図る。	14. 3. 15
4	あだたら高原・岳温泉うつくしい景観づくり協定	二本松市岳温泉地区(127戸)	・「あだたら高原・岳温泉うつくしい景観づくり13ヶ条」を制定し、安達太良山をシンボルとした美しい町づくりを図る。	15. 3. 7
5	さわやかな風と美土里おりなすまちづくり協定	浪江町権現堂地区(64戸)	・道路拡幅事業に合わせ、建築計画提示のルール化を図り美しい町並み景観の形成を図る。	15. 12. 17
6	猪苗代湖と磐梯山が美しく見える志田浜づくり協定	猪苗代町志田浜地区(8戸)	・志田浜を良好な視点場として来訪者に提供するため、仮設物等を撤去し、心安らぐ美しい景観づくり(芝張り工事)を行う。	15. 12. 17
7	四季の磐梯山が美しく見えるスキー場景観づくり協定	磐梯エリア(11スキー場)	・四季の磐梯山が美しく見えるスキー場の景観づくりを行う。 ・地域内の屋外広告物撤去を積極的に進め、磐梯エリアスキー場の共同案内サインを整備する。	15. 12. 17
8	梁川町川北地区「蔵の風情を取り入れた和風のまちなみづくり」協定	梁川町川北地区(90戸)	・道路拡幅事業に合わせ、建築意匠のルール化、計画提示により、和風のまちなみと住環境が一体となった整備を図る。	17. 1. 20
9	磐梯町七ツ森地区「磐梯の麓、自然環境との共生を体感できるまちづくり」協定	磐梯町七ツ森地区(19戸)	・ペンション村を訪れるお客様が心地よい自然環境との共生を体験できる緑豊かで潤いある村づくりを目指す。	17. 3. 28
10	猪苗代町不動地区「不動ヴィレッジ美しい景観づくり」協定	猪苗代町不動地区(13戸)	・地域の居住者、ペンション等経営者による美しい景観づくりに対する意志の統一と協力を図り、周辺環境の整備に努める。	17. 3. 28
11	裏磐梯川上温泉美しいまちづくり協定	猪苗代町川上温泉地区(29戸)	・住民と観光客が心地よい自然環境との共生を体感できる緑豊かで潤いのある美しいまちにする。	17. 8. 10
12	喜多方市仲町商店街景観協定	喜多方市仲町商店街地区(39戸)	・「ふれあい通り」の老朽アーケードの撤去も視野に、調和のとれた町づくりのための店舗等の整備を進める。	19. 2. 20
13	羽鳥湖高原の美しい景観づくり協定	天栄村羽鳥湖ふれあい広場地区(10戸)	・羽鳥湖高原の玄関口として来訪者を出迎える顔となるよう、周辺の豊かな自然と調和のした美しい空間づくりを推進する。	19. 2. 20
14	須賀川市南部地区軒の栗通りまちづくり協定	須賀川市本町、大町地区(13戸)	・松尾芭蕉ゆかりの地としての歴史・文化を活かし、風流で潤いのある、住む人が暮らしやすいまちづくりを進める。	20. 6. 20
15	須賀川市南部地区本町通りまちづくり協定	須賀川市本町地区(25戸)	同上	20. 6. 20
16	須賀川市南部地区大町通りまちづくり協定	須賀川市本町地区(33戸)	同上	20. 6. 20
17	喜多方市小田付蔵のまち景観づくり協定	喜多方市小田付地区(56戸)	・蔵などの歴史的建造物を保全・活用するとともに、「蔵のまち」にふさわしい歴史の重みと落ち着いた雰囲気を感じさせる、美しい町並み景観を形成する。	22. 8. 27

「優良景観形成住民協定」

■福島県景観条例

(優良景観形成住民協定)

第二十六条 土地の所有者及び建築物又は工作物(建築物を除く。以下同じ。)の所有を目的とする地上権、賃借権その他の土地を使用する権利を有する者が当該土地について一定の区域を定め、当該区域における景観形成に関し次に掲げる事項を定めた協定を締結したときは、その代表者は、知事に対し、当該協定が県土の景観形成に資するものである旨を認定するよう、規則で定めるところにより、申請することができる。

- 一 協定の名称、目的及びその対象となる土地の区域に関する事項
 - 二 建築物又は工作物の位置、規模、形態、意匠、色彩及び素材並びに敷地の緑化に関する事項
 - 三 協定の有効期間に関する事項
 - 四 協定の変更及び廃止に関する事項
 - 五 その他協定の対象となる区域の景観形成に関し必要な事項
- 2 知事は、前項の規定による申請に係る協定が次に掲げる要件を満たしているときは、当該協定に係る区域をその区域に含む市町村の長の意見を聴き、規則で定めるところにより、優良景観形成住民協定として認定するものとする。
- 一 相当規模の一団の土地の区域を対象としていること。
 - 二 県土の景観形成に資するものであると認められること。
 - 三 協定の有効期間が五年以上であること。
- 3 知事は、前項の規定により認定した優良景観形成住民協定の内容を公表するものとする。

■福島県景観条例施行規則

(優良景観形成住民協定の認定の申請)

第十条 条例第二十六条第一項の規定による申請は、優良景観形成住民協定認定申請書(様式第十一号)により行うものとする。

- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- 一 協定書の写し
 - 二 協定の対象となる土地の区域の位置及び範囲を示す図面
 - 三 その他知事が必要と認める図書

※様式第 11 号：裏面参照

様式第 11 号(第 10 条関係)

優良景観形成住民協定認定申請書

令和 年 月 日

福島県知事

住所
申請者 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)
氏名
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
電話番号

福島県景観条例第 26 条第 1 項の規定により、次の協定を優良景観形成住民協定として認定されるよう申請します。

協定の名称			
協定区域 (地名)			
協定者数		協定区域内の土地において、 建築物等を所有し、又は管理 する者の数	
※受付日	令和 年 月 日		

備考

- 1 協定書の写し並びに協定の対象となる土地の区域の位置及び範囲を示す図面を添付すること。
- 2 ※印の欄は、記入しないこと。
- 3 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とし、縦長にして用いること。